

## 勇払AIオンデマンド乗合タクシー実証運行业務に関する質問及び回答一覧

No.	質問事項	質問内容	回答
1	仕様書-5-(1)-①の利用者の判別・制御について	利用者は勇払地域に在住する事前会員登録者とあるが、該当利用者だとドライバー側で判別ができればよいか、もしくはシステム側で利用者制御すべきか	システム側での利用者制御を基本としつつ、予約一覧（車両設置端末）に表示される会員氏名と実際の乗客が一致するかどうかをドライバーが確認できるようにしたいと考えております。
2	仕様書-5-(1)-②-(ロ)の運行経費について	運行経費は30分当たり3,400円とあるが税込でよいか	税込金額です。
3	仕様書-5-(1)-④の事前会員登録について	事前会員登録完了のタイミングはいつ頃を想定しているか（運行開始の1カ月前等）また、想定する募集方法は	具体的な時期や方法は各市との協議事項となりますが、運行開始の1か月前を目安として、市広報及び勇払自治会を通じた説明会等で登録の呼びかけを行う予定です。
4	仕様書-5-(2)-②および仕様書-7-(1)-②の事前予約受付切れについて	車両に受付余裕があれば、リアルタイム予約（即時配車）ができて問題ないか	即時配車の可否が日によって変動することは、利用者間の不公平感や混乱を招くおそれがあるため、予約期限は原則として利用予定日の1週間前から利用予定時間の1時間前とさせていただきます。
5	仕様書-5-(3)-⑥の市指定の乗降場所について	苫小牧市の指定する乗降場所とあるが、何カ所ほど想定されているか	沼ノ端地区の乗降場所は概ね15～17箇所を想定していますが、勇払地区の乗降場所数は事前会員登録者数によって変動するため、現時点では未定です。なお、勇払地区においては、事前会員登録者のご自宅前に個別の目印を設置する必要はないと考えております。
6	仕様書-5-(3)-⑥の乗降場所目印について	目印のデータ作成・印刷・設置の対応については受託者側での対応になるのか	目印のデータ提供のみでもかまいませんが、目印作成にあたっては、デザイン、形状、材質等についてご相談させていただきます。また、必要に応じて施設管理者との交渉に同行いただくことを求めます。
7	仕様書-7-(3)-④の運賃変更修正操作について	運転手側で運賃の変更・修正等の操作ができること、とあるが必須機能か。	会員登録情報の誤りや、更新（高齢者優待乗車証の取得等）に起因する運賃の変更や修正は起こり得ると予想されるため、この機能は必須であると考えます。

## 勇払AIオンデマンド乗合タクシー実証運行业務に関する質問及び回答一覧

8	仕様書-12-(2)の著作権について	本事業において構築したシステム全体が成果物（納品物）となるのか	成果物は、利用者属性CSVデータ（年齢、利用目的、乗降場所）、業務完了届、成果物目録、報告書（A4判1部）、事業経費収支計算書、議事録、その他当市担当職員から指定されたもの、及びこれらを格納したCD-RまたはDVD-R1部となります。システムそのものの著作権は、受託事業者に帰属します。
9	運賃決済方法について	現金のみ（車内支払い）の運用か、クレジット決済等の決済手段があったもよいか	現金のみ（車内支払い）の運用とします。
10	運行エリアについて	地図描写情報などで具体的に運行エリアをお示し頂く事は可能か	勇払地区の住民の皆様のご意向を伺いながら、乗降場所等の詳細を決定していく予定です。そのため、現時点では具体的な地図描写情報等で運行エリアを固定的に示すことは、実証運行の柔軟性を損なう可能性があり難しい状況です。運行の目安としては、字勇払地区と沼ノ端地区（沼ノ端地区の乗降場所はJR沼ノ端駅から半径1km圏内を想定）を結ぶ往復運行を想定しております。
11	業務仕様書：p3 5. 業務内容 (3) プロジェクトマネジメント業務 ⑥乗降場所目印設置交渉支援	受託者は、目印作成に必要なデータ提供のみで、目印（看板、標示など）の作成および設置は貴市で実施いただける認識でよろしいでしょうか？。	目印のデータ提供のみでもかまいませんが、目印作成にあたっては、デザイン、形状、材質等についてご相談させていただきます。また、必要に応じて施設管理者との交渉に同行いただくことを求めます。
12	業務仕様書：p5 8. 個人情報の保護について	個人情報取扱状況報告書は、どのような報告内容を報告すればよろしいでしょうか？もし報告書のフォーマットがあれば頂けないでしょうか？	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関連する個人情報保護制度を遵守するため、受託事業者の体制について、以下の事項を含む任意様式でのご報告をお願いいたします。 ・従業者の指定・教育及び監督体制 ・個人情報取扱区域の設定状況 ・セキュリティ強化のための具体的な管理策 なお、詳細につきましては、受託事業者決定後に、場合によっては当市と協議のうえ、改めて決定させていただきます。

## 勇払AIオンデマンド乗合タクシー実証運行业務に関する質問及び回答一覧

13	"業務仕様書：p5 7. システムに関わる要件 (2) ユーザーアプリ ①	乗降場所の案内の具体的な方法について、利用者の利便性を考慮し、写真などの視覚的な案内および文章による説明などが必要と考えてよろしいでしょうか？	利用者の利便性を考慮した視覚的な案内（写真など）や文章による説明は、有効であると考えておりますが、案内の方法について、現時点では必須事項は定めておりません。名称のみで乗降場所が明確な場合は問題ありませんが、「沼ノ端駅前」のように、それだけでは乗降場所の特定が難しい場合は、写真や説明文での補足が不可欠と認識しております。
14	"業務仕様書：p5 7. システムに関わる要件 (2) ユーザーアプリ ②	既存アプリ（LINE等）との連携について、既存アプリ内で完結できることを想定しておりますが、その認識で相違ないでしょうか？	可能であれば既存アプリを活用した予約機能が望ましいと考えており、ご認識に相違ございません。
15	"ヒアリング実施要領及び評価基準 1. 審査、評価及び選定 (2) ヒアリングの実施 キ"	ヒアリングの説明者は補助者を含めて3名までとすると記載がありますが、オンラインでの参加者の追加は可能でしょうか？	オンラインでの参加者も含め、3名までとします。
16	同乗者の会員登録是非	仕様書第5項（1）①にて記載されている「利用者：勇払地域に在住する事前会員登録者」について、利用者が予約する際に、同乗者（たとえば小さな子ども、高齢者）についても会員登録されていることを担保する必要はあるでしょうか？	事前の会員登録を原則とします。
17	運転手へのテキストメッセージ伝達機能	仕様書第7条（3）②にて、「運転手へのテキストメッセージ伝達機能を備えていることが望ましい」と記載されていますが、こちらは運行管理者等の運営者側からのメッセージ送信の理解で宜しいでしょうか？ 具体的に想定されているユースケース（例：予約変更の通知、障がい者等の対応連絡など）がありましたら、ご教示いただけますでしょうか？	ご認識のとおり、運行管理者等の運営者側から運転手へのメッセージ送信を想定しております。具体的には、予約情報の変更通知、特別な配慮が必要な利用者に関する情報共有（例：車椅子利用、歩行困難等）、忘れ物の確認依頼といった臨時的指示や連絡事項の伝達、さらには災害発生時の安否確認や緊急連絡などを想定しています。
18	運転手側での運賃の変更・修正	仕様書第7条（3）④にて、「運転手側で運賃の変更・修正等の操作ができること。」と記載がありますが、運行事業者様側で運行記録を取るため、システム側での対応は必須ではないと思われそうですが如何でしょうか？	運行記録とシステム運賃に差異が生じる可能性を考慮すると、運転手側での即時の修正機能は精算トラブルの防止に有効と考えております。

## 勇払AIオンデマンド乗合タクシー実証運行業務に関する質問及び回答一覧

19	多要素認証の対象について	仕様書第9項 (1) ②において「情報資産を取り扱う際は、多要素認証を必須とすること」とありますが、 会員登録や電話予約を受付するオペレーターが管理画面へアクセスする際でも多要素認証を実施される想定でしょうか？	管理画面は重要な個人情報を取り扱うため、不正アクセスを厳格に防止する目的で、多要素認証を行う想定です。
----	--------------	--	---